

健生食輸発0713第1号
令和8年7月13日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ナイジェリア産ごまの種子の総アフラトキシン及びチリ産ブルーベリーのテ
ブコナゾール)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(最終改正：
令和8年6月29日付け健生食輸発0629第1号)により通知したところである。
今般、輸入時のモニタリング検査においてナイジェリア産ごまの種子からア
フラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正する。
また、チリ産ブルーベリーのテブコナゾールについて、食品衛生法第23条に基
づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の
別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろ
しく願います。

記

1. 別添1の項中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ナイジェリア	ごまの種子	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を追加し、

２．別添１の項中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
チリ	ブルーベリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	テブコナゾール	別表１の３によること。	平成17年1月24日付け食安発第 0124001 号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるテブコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除する。